

泉佐野市いじめの防止等に関する条例

目次

前文

第1章 総則(第1条—第9条)

第2章 いじめ防止基本方針(第10条・第11条)

第3章 基本的施策

第1節 いじめの防止(第12条—第15条)

第2節 いじめの早期発見(第16条)

第3節 いじめへの対処(第17条—第20条)

第4章 重大事態への対処(第21条・第22条)

第5章 附属機関

第1節 泉佐野市いじめ問題対策連絡協議会(第23条—第30条)

第2節 泉佐野市いじめ防止対策審議会(第31条—第41条)

第3節 泉佐野市いじめ問題再調査委員会(第42条—第52条)

附則

いじめは、子どもの教育を受ける権利や愛され、保護され、心身の健やかな成長を保障されるという子どもの持つ権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命や身体にも危険を生じさせるおそれがある決して許されない人権侵害行為である。

地域社会の一員である私たちは、学校を中心としたそれぞれの地域において、子どもたちの尊厳を脅かすいじめが、いつでも、どこでも、どの子にも起こり得るものであるとの共通の認識の下、今一度、意を一つにして、いじめの問題に真摯に向き合う必要がある。

本市は、全ての保護者にとってかけがえのない存在である子どもたち、地域社会の未来を創る子どもたちがいじめによって悩み、苦しむことなく、安心して学び、健やかに成長することができる環境を整えながら、いじめの問題の克服に向けた取組を前に進めていくことを改めて決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)の趣旨にのっとり、いじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。)のための対策に関し、基本理念を定め、市、教育委員会、学校及び保護者の責務並びに市民の役割を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) いじめ 児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一

定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- (2) 重大事態 いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める事態又はいじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める事態をいう。
- (3) 学校 市が設置する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校及び中学校をいう。
- (4) 児童等 学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- (5) 保護者 親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。

(基本理念)

第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行わなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、教育委員会、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(いじめの禁止等)

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

- 2 児童等は、自己を大切にするとともに、他の児童等を思いやるよう努めるものとする。
- 3 児童等は、いじめを受けたときは、保護者、学校その他の関係者に相談するよう努めるものとする。他の児童等がいじめを受けていると思われるときも、同様とする。

(市の責務)

第5条 市は、第3条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、いじめの防止等のための対策について、市の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(教育委員会の責務)

第6条 教育委員会は、基本理念にのっとり、学校におけるいじめの防止等のための対策に必要な情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行う責務を有する。

(学校及び学校の教職員の責務)

第7条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている、又は受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(保護者の責務)

第8条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するとともに、速やかに、学校又は教育委員会に通報し、又は相談するよう努めるものとする。

3 保護者は、市が実施するいじめの防止等のための施策並びに市及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第9条 市民は、地域社会において、児童等を見守り、児童等が健やかに成長できる環境づくりに努めるものとする。

2 市民は、いじめが行われ、又は行われていると疑われるときは、学校又は教育委員会等に通報する等により市及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

第2章 いじめ防止基本方針

(泉佐野市いじめ防止基本方針)

第10条 市は、法第12条の規定により、泉佐野市いじめ防止基本方針を定めるものとする。

2 市は、泉佐野市いじめ防止基本方針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(学校いじめ防止基本方針)

第11条 学校は、法第13条の規定により、当該学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針(次項において「学校いじめ防止基本方針」という。)を定めるものとする。

2 学校は、学校いじめ防止基本方針を定め、又は変更したときは、これを当該学校の全ての教職員、当該学校に在籍する児童等及びその保護者その他の関係者に周知しなければならない。

第3章 基本的施策

第1節 いじめの防止

(学校におけるいじめの防止)

第12条 市及び学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

2 市及び学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者に対し、当該学校におけるいじめを防止するための必要な啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(人材の確保及び資質の向上)

第13条 市は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 学校の教職員の資質の向上を図るための養成及び研修の充実

(2) 生徒指導に係る体制等の充実のための教職員の配置

(3) 心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じるものの確保

(4) いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保

2 市及び学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

(学校いじめ防止委員会)

第14条 学校は、法第22条の規定に基づき、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を効果的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織(以下「学校いじめ防止委員会」という。)を置くものとする。

(啓発活動)

第15条 市は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

第2節 いじめの早期発見

(いじめの早期発見のための措置)

第16条 市及び学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見し、適切かつ迅速に対処するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

3 市及び学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備するものとする。

第3節 いじめへの対処

(いじめに対する措置)

第17条 学校の教職員、市の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合等において、いじめの事実があると思われるときは、速やかに、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校又は教育委員会への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている、又は受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を市に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ず

るものとする。

- 5 学校は、当該学校の教職員が第3項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

(市による措置)

第18条 市は、前条第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、当該報告を行った学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

(校長及び教員による懲戒)

第19条 学校の校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であつて教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

(出席停止その他の措置)

第20条 教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第35条第1項(同法第49条において準用する場合を含む。)の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育が受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

第4章 重大事態への対処

(学校に係る対処)

第21条 学校は、当該学校において重大事態が発生したときは、教育委員会を通じて、その旨を市長に報告しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、学校いじめ防止委員会又は泉佐野市いじめ防止対策審議会のいずれかを調査主体と決定し、法第28条第1項の規定による調査を行わせるものとする。
- 3 教育委員会又は学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査の結果その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 4 第2項の規定により学校が調査を行う場合においては、教育委員会は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(市長による再調査)

第22条 前条第1項の規定による報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、同条第2項の規定による調査の結果について、泉佐野市いじめ問題再調査委員会に調査を行わせるものとする。

- 2 市長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない

い。

第5章 附属機関

第1節 泉佐野市いじめ問題対策連絡協議会

(設置)

第23条 法第14条第1項の規定に基づき、泉佐野市いじめ問題対策連絡協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(担当事務)

第24条 協議会は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携の推進に関する事務のほか、いじめの防止等のための対策の推進についての必要な事項の協議に関する事務を処理する。

(組織)

第25条 協議会は、委員15人で組織する。

2 委員は、いじめの防止等に関する機関及び団体の職員のうちから、教育委員会が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第26条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれらを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第27条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、教育長がこれを招集する。

2 協議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第28条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(報酬及び費用弁償)

第29条 委員に支給する報酬及び費用弁償については、別に条例で定める。

(委任)

第30条 この節に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

第2節 泉佐野市いじめ防止対策審議会

(設置)

第31条 法第14条第3項の規定に基づき、泉佐野市いじめ防止対策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(担当事務)

第32条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、地域におけるいじめの防止等のための有効な対策及び重大事態に係る事実関係についての調査審議に関する事務を処理する。

(組織)

第33条 審議会は、委員5人で組織する。

2 委員は、教育、法律、医療、心理、福祉等についての専門的な知識及び経験を有する者のうちから、教育委員会が任命する。

3 委員は、協議会の委員を兼ねることはできない。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第34条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれらを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(特別委員)

第35条 審議会に重大事態に係る事実関係を調査審議させるため必要があるときは、特別委員若干人を置くことができる。

2 特別委員は、教育委員会が任命する。

3 特別委員は、当該重大事態に係る事実関係の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(調査員)

第36条 審議会に専門の事項を調査させるため必要があるときは、調査員若干人を置くことができる。

2 調査員は、教育委員会が任命する。

3 調査員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第37条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、教育長がこれを招集する。

2 審議会の会議は、委員(議事に関係のある特別委員を含む。次項において同じ。)の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第38条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第39条 委員及び調査員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

(報酬及び費用弁償)

第40条 委員及び調査員に支給する報酬及び費用弁償については、別に条例で定める。

(委任)

第41条 この節に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第3節 泉佐野市いじめ問題再調査委員会

(設置)

第42条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、泉佐野市いじめ問題再調査委員会(以下「再調査委員会」という。)を置く。

(担当事務)

第43条 再調査委員会は、市長の諮問に応じて、第21条第2項の規定による調査の結果についての調査審議に関する事務を処理する。

(組織)

第44条 再調査委員会は、委員5人で組織する。

2 委員は、教育、法律、医療、心理、福祉等についての専門的な知識及び経験を有する者のうちから、市長が任命する。

3 委員は、協議会及び審議会の委員を兼ねることはできない。

4 委員は、当該調査の結果に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第45条 再調査委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれらを定める。

2 会長は、再調査委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(調査員)

第46条 再調査委員会に専門の事項を調査させるため必要があるときは、調査員若干人を置くことができる。

2 調査員は、市長が任命する。

3 調査員は、審議会の調査員を兼ねることができない。

4 調査員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第47条 再調査委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、市長がこれを招集する。

2 再調査委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 再調査委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第48条 再調査委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(会議の非公開)

第49条 再調査委員会の会議は、公開しない。

(守秘義務)

第50条 委員及び調査員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

(報酬及び費用弁償)

第51条 委員及び調査員に支給する報酬及び費用弁償については、別に条例で定める。

(委任)

第52条 この節に定めるもののほか、再調査委員会の運営に関し必要な事項は、会長が再調査委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年1月15日から施行する。
(泉佐野市いじめ問題対策連絡協議会条例及び泉佐野市いじめ防止対策審議会条例の廃止)
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
 - (1) 泉佐野市いじめ問題対策連絡協議会条例（平成29年泉佐野市条例第23号）
 - (2) 泉佐野市いじめ防止対策審議会条例（平成29年泉佐野市条例第24号）
(泉佐野市いじめ問題対策連絡協議会条例の廃止に伴う経過措置)
- 3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の泉佐野市いじめ問題対策連絡協議会条例（以下この項及び次項において「廃止前の協議会条例」という。）第2条第2項の規定により任命された泉佐野市いじめ問題対策連絡協議会の委員である者は、この条例の施行の日に、第25条第2項の規定により協議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、同日における廃止前の協議会条例第2条第2項の規定により任命された泉佐野市いじめ問題対策連絡協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 4 この条例の施行の際現に廃止前の協議会条例第4条第1項の規定により定められた泉佐野市いじめ問題対策連絡協議会の会長又は副会長である者は、この条例の施行の日に、それぞれ、第26条第1項の規定により協議会の会長又は副会長として定められたものとみなす。
(泉佐野市いじめ防止対策審議会条例の廃止に伴う経過措置)
- 5 この条例の施行の際現に第2項の規定による廃止前の泉佐野市いじめ防止対策審議会条例（以下この項及び次項において「廃止前の審議会条例」という。）第3条第2項の規定により任命された泉佐野市いじめ防止対策審議会の委員である者は、この条例の施行の日に、第33条第2項の規定により審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、同日における廃止前の審議会条例第3条第2項の規定により任命された泉佐野市いじめ防止対策審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 6 この条例の施行の際現に廃止前の審議会条例第5条第1項の規定により定められた泉佐野市いじめ防止対策審議会の会長又は副会長である者は、この条例の施行の日に、それぞれ、第34条第1項の規定により審議会の会長又は副会長として定められたものとみなす。
(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償についての条例の一部改正)
- 7 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償についての条例（昭和31年泉佐野市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表28の10の項中「10,600円」を「17,400円」に改め、同表中28の11の項を28の12の項とし、28の10の項の次に次のように加える。

28 の11	いじめ問題再調査委員会委員	日額	17,400円	同上
-----------	---------------	----	---------	----

別表29の項中

「

ウ	予防接種健康被害調査委員会委員	日額	17,400円	同上
エ	いじめ問題再調査委員会委員	日額	10,600円	同上
オ	その他	日額	7,200円	同上

を

「

ウ	予防接種健康被害調査委員会委員	日額	17,400円	同上
エ	その他	日額	7,200円	同上

に改める。

(泉佐野市附属機関条例の一部改正)

- 8 泉佐野市附属機関条例（平成12年泉佐野市条例第34号）の一部を次のように改正する。
 第1条中「又は」を「若しくは」に改め、「政令」の次に「又は他の条例」を加える。
 別表アの26の項を削る。